

JIS

化学製品の蒸留試験方法

JIS K 0066-1992

(2006 確認)

平成 4 年 5 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 41.8.1 改正：平成 4.5.1

官 報 公 示：平成 4.5.18

原案作成協力者：社団法人 日本化学工業協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学製品部会（部会長 中島 利誠）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

化学製品の蒸留試験方法

K 0066-1992

Test methods for distillation of chemical products

1. 適用範囲 この規格は、化学製品の沸点が30~350 °Cで、蒸留中に化学的に安定な揮発性の有機物の蒸留特性を試験するための一般的な方法について規定する。

- 備考1.** 化学製品は、化学反応によって生成する物質全般を指すが、個別の製品又は製品群の規格において、この規格と異なる試験方法が規定されている場合には、その規格に規定する方法による。
2. 化学製品には、揮発性、爆発性、放射性などが強いために、この規格を用いるとき試験の安全を確保できないものもある。この規格に規定する方法は一般的な方法であり、あらかじめ安全性を十分に確認できるものに適用する。
3. この規格の引用規格を、付表1に示す。
4. この規格の対応国際規格を、付表2に示す。
5. 規格の中で{ }を付けてある単位及び数値は、従来単位によるものであって参考として併記したものである。

2. 一般事項

2.1 用語の定義 この規格で用いる用語の定義は、JIS K 0050及びJIS K 0211によるほか、次のとおりとする。

- (1) **初留点** 凝縮管の下端から留出液の最初の1滴が落下したときの温度計の読み。
- (2) **乾点** 蒸留フラスコ底部の試料の最後の1滴が気化した、フラスコ最低部が乾いたときの温度計の読み。このとき、蒸留フラスコ内壁面や温度計の表面はぬれていてもよい。
- (3) **終点** 蒸留試験の最終段階で得られた温度計の最高の読み。通常これは蒸留フラスコ底部の試料が完全に気化した後にみられ、蒸留中の最高温度と同意語として用いられる。
- (4) **分解点** 蒸留フラスコ内の試料が熱分解を起こし始めたときの温度計の読み。
- (5) **蒸留範囲** 初留点から乾点までの温度範囲。

2.2 共通事項 試験に共通する一般事項は、JIS K 0050による。

3. 試験方法の概要 試料100 mlを大気圧下で蒸留し、初留点、留出量、留出温度、乾点、終点、残液量などを測定する。その試験条件を表1に示す。

- 備考1.** 自動試験器を用いてもよい。自動試験器によって得られた結果に疑義が生じたときは、本試験方法によって判定する。
2. 試薬の蒸留特性の試験に主として用いられるB法を附属書に示す。